

平成27年度松戸市下水道事業特別会計補正予算（第1回）

平成27年度松戸市の下水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ92,435千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,771,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成28年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次